福　岡　労　働　局

令和３年度

取組成果

○　えるぼし認定
　目標の各年度６社以上認定に対し、１１件認定し目標達成
　（令和３年度末４５社）
○　女性活躍推進法に基づく報告徴収を１６件実施し、目標達成

《目標達成状況》

◇　えるぼし認定申請の推進
・令和３年度に１１社認定、目標６社に対し、１８３％達成
　（３年度末４５社、最終年度である令和７年度６４社以上に対し、７０％
　うちプラチナえるぼしは０社、令和７年度１社以上に対し０％）
◇　女性活躍推進法の実効性の確保
・女性活躍推進法に基づく報告徴収を１６件実施し、目標の各年度１０社以上実施に対し、１６０％達成

取組内容

○　福岡労働局ホームページにえるぼし認定ページを掲載し周知
○　地方自治体・労使団体・業界団体等と連携し、女性活躍推進法に関する説明会を９回開催
○　積極的な報告徴収の実施

令和４年度

取組目標

○　引き続き、えるぼしの認定申請を推進する。
○　新規目標として、令和４年度に義務化された中小企業の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出を推進する。
○　新規目標として、アンコンシャス・バイアスに対する理解促進と意識改革に向け、改正育児・介護休業法の周知を推進する。

《数値目標》

◇　えるぼし認定申請の推進
　各年度６社以上認定する。
　（最終年度である令和７年度　６４社以上
　　うち「プラチナえるぼし　１社以上」）
◇（新規目標）新たに義務化された中小企業の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出率を１００％とする。
◇（新規目標）改正育児・介護休業法の説明会を４０回以上実施する。

取組内容

○　引き続き、福岡労働局ホームページにえるぼし認定ページを掲載し周知を行う。
○　令和４年度に新たに義務化された１０１人以上３００人以下の企業において、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の未届企業への督促を行い、届出率を高める。
○　地方自治体・労使団体・業界団体等と連携し、改正育児・介護休業法、女性活躍推進法に関する説明会を実施する。

令和３年度重点テーマ　取組内容

『一般事業主行動計画の策定促進に向けた取組』

○　地方自治体・労使団体・業界団体等と連携し、女性活躍推進法に関する説明会を９回開催した。
○　１０１人以上３００人以下の企業に対する報告徴収時、個別企業指導時等に計画策定の利点を説明し、届出率を高めた。
○　１０１人以上３００人以下のすべての企業に文書督励を行い、その後電話督励を実施した。
　その結果、１０１人以上３００人以下の企業の一般事業主行動計画の届出率が前年の９．４％から４５．０％へと増加した。

令和４度重点テーマ　取組内容

『アンコンシャス・バイアスに対する理解促進と意識改革に向けた取組』

○　令和４年１０月に創設、施行される産後パパ育休等に係る育児・介護休業法等の改正説明会を主体的、及び地方自治体・労使団体・業界団体等と連携して行うことにより、アンコンシャス・バイアスの理解促進等を図る。
○　１０１人以上３００人以下の企業において、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の未届企業への督促、報告徴収を行い、届出率を高めることを通して、企業の管理職に占める女性労働者の割合等の状況把握が行われ、それらの結果を勘案した行動計画が策定され、取り組まれることにより、アンコンシャス・バイアスの理解促進等を図る。